

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「豊かな心を持ち自ら学ぶたくましい子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、原則として校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめ防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ② 居場所をつくる。
 - ③ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
 - ④ 規準を示す。(「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」)
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ① 分かる楽しさを与える。
 - ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 本校の道徳教育全体計画に基づき、重点目標を具体化する。
 - ① 道徳の授業の着実な実践と充実を図り、人間としての生き方を追求していく。
 - ② 豊かな体験学習を推進する。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。

- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめのブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級懇談会等を活用し、いじめ防止の対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに、ホームページや配布資料等を活用して、保護者の意識啓発も図る。

カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 児童の実態に応じた取組を行う。
 - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ② 児童が主体となって運営する児童集会
 - ③ テーマに応じた、児童による掲示物の作成
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ① 代表者による作文発表
 - ② 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月「元気に仲良くチェックカード」を実施する。
- (イ) 「元気に仲良くチェックカード」の実施から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 連絡帳や日記などから、交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。

ウ 「New I's」の活用

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について、学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「New I's」参照）

（ア） いじめている児童への説諭

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

（イ） 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

（ウ） いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

（ア） 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。

（イ） 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

（ア） はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

（イ） いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

（ア） 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

（イ） いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- ① 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許されないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の児童（生徒）が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童（生徒）が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

（ア）法第 23 条第 2 項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。

（イ）犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

（４）いじめへの対処

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。
- ・ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒または、保護者に対する支援などを行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
- ・ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行う。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害側が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報提供する。

（５）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行動が止んでいること

- (ア) 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月相当の期間継続していること。
- (イ) いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

イ 被害児童（生徒）が心身の苦痛を感じていないこと

- (ア) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (イ) 心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- (ウ) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (エ) 推進委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (オ) 「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、再発防止に向け、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を

確保する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

（６）学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児

童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。

(7)(4)の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。

(8) その他留意事項

ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、豊野小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、豊野小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

児童、保護者向けの学校生活アンケート（生徒指導ハンドブック New I ' s p35)

【資料 3】 豊野小学校 いじめ問題への組織的対応図